

県内初！「松戸市職員 ChatGPT 活用ガイドライン」を 策定し、『業務での活用を開始』

近年、ChatGPTなどの生成AIの性能の向上による急速な普及に伴い、多くの企業では、業務の効率化や生産性の向上などに向けた活用が進められています。

生成AIは、地方自治体においても業務の効率化や新しいアイデア出しなどに役立つ反面、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性もあります。

そのため、本市では、各業務において生成AIを利用する際に注意すべき事項を示し、適切な制限のもとで活用していくため、「松戸市職員 ChatGPT（生成AI）活用ガイドライン」を策定し、『業務での活用を開始』します。なお、試験導入ではなく、業務での活用は県内初となります。

1. 対象

- 活用する生成AI OpenAI社 ChatGPT-3.5
- 活用する職員及び端末（申請方式）
 - ・市長部局の職員をはじめとする全職員
 - ・端末は原則として情報系の公用パソコン約2,800台

2. ChatGPTの主な活用方法

- (1) 内部事務及び事務事業の企画立案等の工程における情報収集等
- (2) 文章の作成や、表を作成する際の補助的手段
- (3) 業務の進め方の助言としての活用
- (4) EXCEL関数等を作成する際の補助的手段
- (5) その他、事務的作業の確認、助言、補助等

3. 職員がデータを入力する際の主な禁止事項

- 入力する情報は、一般に公開されても問題がないと判断したものとしません。
- 個人情報をはじめとする機密性の高い情報、業務に関する情報で非公開の情報などは入力を禁止します。

4. 職員が生成物を利用する際の主な注意事項・確認事項

- ChatGPT の生成物は、内容に虚偽の情報が含まれていても自然な文章で生成されるため、生成物を利用する際は、正確で信頼できる情報源と照合するなどの確認を行います。
- ChatGPT の生成物を利用する際は、著作物や登録商標などの第三者の権利を侵害する恐れがあるため、生成物が既存の著作物と同一や類似していないか確認を行います。

5. 利用手順

ChatGPT の利用にあたり、利用するアカウント及び職員を適正に管理する必要があるため、ChatGPT の利用を希望する所属・職員は、総務部情報政策課へ利用申請書を提出し、承認を得る必要があります。

6. 開始時期と説明会及び研修会の実施

- 7月7日（金） 松戸市職員 ChatGPT（生成 AI）活用ガイドライン策定
総務部情報政策課職員 活用開始
- 7月14日（金） 全所属のデジタル化推進マネージャーに対する「説明会」
関連事業者による「研修」及び全庁的な活用の開始

7. ガイドラインの見直し

ChatGPT の機能、環境、活用等の状況や変化に合わせ、ガイドラインは適宜、見直しを行います。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部情報政策課

☎047-710-8810 FAX047-363-3200

✉ matsuinfo@city.matsudo.chiba.jp